

みまもり通信 その63 <平成26年7月号>

突然、健康食品のサンプルが
お礼の手紙付きで送られてきた。



後から請求がくるのか？

「『電話帳の住所と世帯構成年代を教えてください。試供品を送ります』というよくわからない電話があった。その後、健康食品のサンプルが届き、請求書はなかったが、『お申込みありがとうございます』という礼状と**クリーニング・オフ**について書かれた紙が入っていた。契約したことになるのか」という相談がありました。

合意がなければ契約は成立しないと考えられます。業者には絶対に連絡をせず、困ったことがあれば消費者センターにご相談ください。

トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へ